

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月10日
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ロバート・モレーズ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	芳野 隆之
【電話番号】	03-6377-2929
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券に係 るファンドの名称】	日興フォルティス 中国A株ファンド
【届出の対象とした募集（売 出）内国投資信託受益証券の金 額】	継続申込期間(平成25年9月11日から平成26年9月10日まで)： 2,500億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書の提出に伴い、平成25年9月10日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新するため、また、原届出書の一部に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

【訂正の内容】

下線部_____は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**(5)【申込手数料】****<訂正前>**

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となる場合があります。

（以下略）

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額が含まれています。なお、消費税率が8%となった場合は、3.78%となります。

（以下略）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

(略)

「日興フォルティス 中国A株ファンド」の主要投資対象の投資信託証券の概要

(略)

追加型証券投資信託 フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

(略)	
信託報酬等	ファンドの純資産総額に年率0.21%（税抜0.20%）を乗じて得た額とします。
(略)	

上記の内容は、平成25年6月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(以下略)

<訂正後>

(略)

「日興フォルティス 中国A株ファンド」の主要投資対象の投資信託証券の概要

(略)

追加型証券投資信託 フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）

(略)	
信託報酬等	ファンドの純資産総額に年率0.21% [*] （税抜0.20%）を乗じて得た額とします。 *消費税率が8%となった場合は、0.216%となります。
(略)	

上記の内容は、平成25年12月末現在のものであり、今後変更になる場合があります。

(以下略)

(3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(略)

c. 委託会社等の概況（平成25年6月末現在）

(以下略)

<訂正後>

(略)

c. 委託会社等の概況（平成25年12月末現在）

(以下略)

2【投資方針】

(3)【運用体制】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

当社は、多様な運用スタイル、投資対象を有する商品を高い専門性を発揮して提供するため、「組織運用制」と「ファンドマネージャー制」を採用しています。

意思決定プロセス

運用部門が、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。

上記の分析結果をふまえ、運用部門において、運用の投資方針を策定します。

ファンドマネージャーは、上記方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。

運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理及び投資行動のチェックは、パフォーマンス評価委員会及び投資運用委員会で行われます。これを運用部門にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めています。

委託会社の運用体制

- ・運用部門及びトレーディング部門（8名）
運用部門では、マクロ経済環境、市場環境に関する分析・検討を行います。トレーディング部門では、運用部門からの指示に基づき、発注業務を行います。
- ・パフォーマンス評価及び投資運用委員会（9名）
原則として月1回及び随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。
- ・内部管理委員会（8名）
原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。
- ・法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名）
取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視及び定期的な確認、法令及びコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を受け取っております。

運用体制等は平成25年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成25年12月末現在）

<p>BNPパリバグループ BNPパリバグループは欧州を本拠とする世界有数の金融グループです。世界78ヶ国におよそ19万人の従業員を擁します。コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、ならびにリテール銀行業務という3つの主要分野を核に事業展開し、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパではフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。地中海沿岸諸国や東欧においても総合的なリテール業務を展開するとともに、米国西海岸においても強大な拠点網を有します。欧州で主導的地位を確立しているコーポレートバンキング・投資銀行業務ならびに資産運用業務は、北南米及びアジアにおいても着実に拡大を続けています。日本国内においても約700名のスペシャリストが、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。</p> <p>BNPパリバ インベストメント・パートナーズ BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。700人を超える各資産クラス向けのサービスと商品に精通した運用担当者が、世界中の60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを展開しています。</p>
--

3【投資リスク】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、主要投資対象とする外国投資信託証券は、主に株式など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を実質投資対象としているため、基準価額は変動します。特に投資する新興国の株式は、先進国に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。また、ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	一般的に株式の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等、株式市場の需給の変化により、下落することがあります。また、当ファンドが実質的に投資する中国の株式市場は、日本や欧米その他OECD加盟国の株式市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。
為替変動リスク	ファンドの主要投資対象とする外国投資信託証券では中国A株を実質的に保有することから、当該中国人民元の通貨と円との為替相場変動の影響を受け、損失が生じることがあります。当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。当ファンドは、実質組入対象の外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。
信用リスク	ファンドが実質投資している有価証券等に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券等の価値が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。有価証券等の格付けが低い場合は、格付けの高い場合に比べてこうしたリスクが高いものになると想定されます。
カントリーリスク	中国の経済状況は、日本や欧米その他OECD加盟国に比較して脆弱である可能性があります。インフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、相対的に大きいものになることが予想されます。将来、政治・経済・社会情勢、政府政策の変化、海外からの投資規制など数々の規制が緊急に導入される可能性があり、その結果、株式市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性が想定されます。また、情報の開示などの基準が先進諸国とは異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。
金利変動リスク	一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。当ファンドは主要投資対象の外国投資信託証券の他、国内建ての投資信託証券を通じて短期国債に実質投資しますので、金利の変動により、当ファンドの基準価額は変動します。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

< その他の留意点 >

換金に適用される基準価額に関わる留意点

当ファンドの換金は、毎月1日から換金申込締切日（原則毎月10日とし、販売会社の休業日、ルクセンブルクの銀行休業日、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所の休業日の場合は翌営業日とします。）までの申込受付に基づき、月1回の特定日（原則換金申込締切日の翌営業日）の翌営業日の基準価額で換金金額が決定されます。換金のお申込日から特定日の翌営業日まで一定の期間を要するため、お申込日の基準価額と換金に適用される基準価額が大きく異なる場合があります。換金のお申込受付期間を過ぎた換金申込の取消しは、原則としてできません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

解約申込みに伴うファンドの資金流出に伴った基準価額変動のリスク

解約資金を手当てするために、保有有価証券等を売却した場合に取引執行コスト等がかかり、ファンドの基準価額の下落の要因が発生します。また売却の際の市場動向や取引量の状況等によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。

システムリスク・市場リスクなどに関する留意点

証券市場は、国際的な経済事情の急変または予測が不可能な天災地変、経済事情の変化、テロ行為等、コンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により市場の閉鎖や急激な市況変動が起こることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。また、一時的に取得・換金ができなくなることもあります。

< 日興フォルトィス 中国A株ファンドに関する留意点 >

中国では平成25年12月末現在、内外資本取引に係る規制を実施しております。中国A株への外国人による投資については、適格国外機関投資家（QFII）制度に基づき、一定の適格要件を満たし、中国の国内証券市場への投資については、中国証券監督管理委員会（CSRC）の認定を受けた運用会

社、保険会社、証券会社、商業銀行等の機関投資家が国家外貨管理局（SAFE）で認められた投資限度額の範囲内において投資が可能となっております。日興フォルティス 中国A株ファンドでは主要投資対象である「BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド」の管理事務代行会社である「BNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.（BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルク エス・エイ）」が同社の利害関係人等（当該管理事務代行会社の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該管理事務代行会社と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。）であり、平成16年10月11日付でQFIIとしてCSRCより認可を受けたFortis Banque S.A. / N.V.（フォルティス銀行ベルギー）に認められている投資限度額の範囲内で、中国A株に投資を行います。（投資顧問会社である「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・アジア・リミテッド」が行う投資を含みます。）

中国証券制度上の制約等から、当ファンドの主要投資対象である「BNPパリバ フレキシィー エクイティ チャイナ A セレクティッド」（以下「当該外国投資信託証券」といいます。）に対する換金に伴う支払い資金に不足が生ずる事態が予想される場合等には、委託会社の判断で、ファンドの換金のお申込みの受付を中止すること及び既に受付した換金のお申込みの受付を取消することがあります。また、当該外国投資信託証券の外国投資法人の取締役会は、当該外国投資信託証券の買付けのお申込みを拒絶する権利を有します。さらに、当該外国投資法人の取締役会は、一定の事由により、当該外国投資信託証券の発行（設定）及び払戻し（解約）を一時的に中断する権限及び、純資産価格の計算を一時的に中断する権利を有します。当該外国投資法人がこれらの権利を行使する場合には、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付した購入、換金のお申込みの各受付を取消す場合があります。

ファンドは、取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少、当ファンドが実質的に一部投資を行う中国A株が規制を受けているQFII制度上の回金制約等）等により、委託会社の判断でファンドの購入、換金のお申込みの各受付を中止すること、及び既に受付した購入、換金のお申込みを取消す場合があります。

主要投資対象である当該外国投資信託証券（当該外国投資法人）が存続しないこととなる場合、当該外国投資信託証券が償還になる場合があります。当該外国投資信託証券の償還により、当ファンドは償還する場合があります。

< 中国A株のリスク及び留意事項について >

< 税制リスク >

当ファンドが主要投資対象とする当該外国投資信託証券への投資に際しては、中国政府による非居住者に適用される税制政策に起因するリスクを伴います。中国国内において恒久的施設を有さない適格国外機関投資家（QFII）により得られたキャピタルゲインに対する課税は現在実施されておられません。しかしながら、中国政府による税制等の変更による遡及的效果を伴ったキャピタルゲインに対する課税の可能性を考慮し、当該外国投資信託証券において保有有価証券を譲渡することにより得られたキャピタルゲインの10%を税金相当額として引き当てております。尚、関連する税制リスクについては継続的に調査し、今後必要となる引当等については適宜実施されることとなります。

株式配当金、利息収入及びその他の収入に関しては、現行の適用税率に基づき源泉徴収が実施されており、当該外国投資信託証券の資産価格の算出に際しての引当の実施は行っておられません。

（上記は平成25年10月の当該外国投資信託証券の目論見書の情報に基づくものです。）

< 関係法令に係るリスク >

中国の関係法令は近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。

証券市場を取り巻く制度及び制約

- ・中国の証券市場及び証券投資に関する枠組み（決済システムなど市場インフラを含みます。）には、様々な制限及び制約があります。これらの制限及び制約は、大部分が中国証券監督管理委員会（CSRC）及び国家外貨管理局（SAFE）の裁量によって行われます。
- ・中国の証券市場に対して種々の規制の緊急導入や、あるいは政策の変更などによる新たな規制が設けられた場合には、投資対象市場が著しい悪影響を被る可能性があります。

< 回金遅延リスク >

国家外貨管理局（SAFE）の裁量による、中国の外貨収支残高状況等を理由とした政策の変更等により、海外からの投資規制や海外への送金規制など、円と中国人民元との交換が停止となる場合があります。予定している信託財産の回金が行えない可能性があります。すなわち、有価証券の売却

や売却代金の回金の遅延等に伴い、ファンドにおいて、換金代金等の支払いが遅延することがあります。

上記は中国A株が持つ全てのリスク要因を網羅したものではなく、これら以外のリスクも存在します。

<p>QFII(適格国外機関投資家) : Qualified Foreign Institutional Investors <QFII制度について> QFII制度は、一定の条件を満たし、CSRC(China Securities Regulatory Commission: 中国证券监督管理委员会)の許可を受けた海外の金融機関について、従来は認められていなかった中国証券市場への投資を認める制度で、平成14年12月に施行されました。 中国A株は、中国国外投資家にとってはQFII制度を通じて投資可能であるため希少な投資対象です。 CSRC(中国证券监督管理委员会) : China Securities Regulatory Commission SAFE(国家外貨管理局) : State Administration of Foreign Exchange</p>

< FATCA リスクファクター >

外国口座税務コンプライアンス法による源泉徴収が投資信託からの支払いに影響を与える可能性があります。

米国の外国口座税務コンプライアンス法(「FATCA」)により、FATCAの要求する情報を提供しない特定の投資家に対する支払いに対して、源泉徴収税が課される可能性があります。そのような源泉徴収に係る金額が、当投資信託に係る支払いから源泉徴収される場合、投資信託委託会社又はその他の者が、追加での支払いを求められることはありません。投資しようとしている方は、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い < FATCAの開示 > 外国口座税務コンプライアンス法」の部分をご参照ください。

外国口座税務コンプライアンス法による報告により、投資家の当投資信託の保有について開示しなければならない場合があります。

日米間の合意により、当投資信託の保有者の情報を集めて、アメリカの内国歳入庁(「IRS」)へ開示する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するよう求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

< 投資信託についての一般的な留意事項 >

市場の急変時等には、信託約款の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。

ファンドの分配金は、信託約款の「分配方針」にもとづいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

投資信託は預金または金融債ではありません。

投資信託は保険契約ではありません。

投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

投資信託は元本及び利息を保証する商品ではありません。

投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。(販売会社は販売の窓口となります。)

投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。

< 法令、税法、会計基準等の変更可能性に係る留意点 >

当ファンドに関連する法令、税法、会計基準等は今後変更される可能性があります。これに伴い、当ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合もあります。

b. 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうかを運用部門及びプロダクト部門においてモニタリングを行います。運用部門におけるリスク管理に加えて、インベストメント・リスク管理部が、ポートフォリオの市場リスク、信用リスクなどのインベストメント・リスクを管理します。インベストメント・リスク管理部は、運用部門からは完全に独立した組織として、グループ内において、コンプライアンス・パーマネントコントロール及びリスク統括部門に属しております。インベストメント・リスク管理部は、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、カウンターパーティーリスク、モデルリスクなどのインベストメント・リスクの管理と、インベストメント・コンプライ

アンスに関する業務をカバーしています。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。また、法務・コンプライアンス部門においては法令・諸規則、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的にチェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	CEO、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部門の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限 / 責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、CEO、COO、インベストメント・リスク管理部門の代表者、運用部門の代表者、業務部門の代表者、内部監査部門の代表者、監査役
所管業務	業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実行・改善
権限 / 責任範囲	上記所管業務に関する問題点の討議及び所管部門に対する調整

上記の内容は平成25年12月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（以下略）

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

当該申込手数料にかかる消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）が含まれています。なお、消費税率が8%となった場合は、3.78%となります。

（以下略）

(3)【信託報酬等】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 信託報酬等」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.924%*（税抜0.88%）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

*消費税率が8%となった場合は、0.9504%となります。また、下記の配分も相応分上がります。

信託報酬の総額		年率 0.9240% （税抜 0.880%）
配 分	委託会社	年率 0.0525% （税抜 0.050%）
	販売会社	年率 0.8400% （税抜 0.800%）
	受託会社	年率 0.0315% （税抜 0.030%）

上記の他、当ファンドの主要投資対象である投資信託証券について、下記の管理運用報酬等がかかります。（平成25年12月末現在）

主要投資対象の投資信託証券	管理運用報酬等
BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected	年率 1.5450%（税抜） ^{1、2}
フォルティス日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	年率 0.21%*（税抜 0.20%） ²

1 ファンドの運用報酬、管理費用等が含まれます。

2 その他の費用・手数料として、組入有価証券等の売買委託手数料、ファンドに関する租税、監査の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を表示することができません。

*消費税率が8%となった場合は、0.216%となります。

上記信託報酬に当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に係る管理運用報酬を加えた概算値は年率2.469%程度（税込）です。（平成25年12月末現在）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に係る消費税等相当額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

（5）【課税上の取扱い】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

課税上は株式投資信託として取扱われます。

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成26年1月1日現在）。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則20%（所得税15%、地方税5%）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

* 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の譲渡損との通算を行うことができます。また、通算してもなおお控除しきれない損失の金額は翌年以降3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。なお、総合課税、申告分離課税の選択については、その選択により所得金額及び税額が不利になる可能性もありますので、詳細につきましては税務専門家に確認して頂くことをお勧め致します。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税5%）の申告分離課税が適用されます。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
20.315%（所得税15.315%、地方税5%）	20%（所得税15%、地方税5%）

* 一部解約金及び償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額として取り扱われ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限り）と損益通算を行うことができます。

* 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

法人の受益者に対する課税

収益分配金について

収益分配金（普通分配金）に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

一部解約金、償還金について

解約価額または償還価額の個別元本超過額に対する源泉徴収税率は、原則15%（所得税）となります。

ただし、平成49年12月31日までは、復興財源法に基づき所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が併せて徴収されます。各期間の税率は、以下の通りです。

平成49年12月31日まで	平成50年1月1日以降
15.315%（所得税）	15%（所得税）

* 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

< 個別元本について >

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせください。

< 収益分配金の課税について >

追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

< FATCAの開示 >

外国口座税務コンプライアンス法

1986年アメリカ内国歳入法第1471条から第1474条（「FATCA」）は、新しい報告体制を課し、米国外の金融機関（「外国金融機関」又はFATCAに規定する「FFI」）が受け、又は行う、特定の支払いに対して30%の源泉徴収がされる場合があります。当投資信託はFFIに分類されます。

米国と日本の間には、FATCAに関して政府間合意（「IGA」）が発効しています。このIGAによって、当投資信託は、その受ける支払いからFATCAによる源泉徴収を受けないことが期待されます。

さらに、当投資信託はその行う支払から、源泉徴収を行う必要がないことも期待されます。IGAのもとにおいても、米国内国歳入庁へ保有者の特定の情報を報告する必要がある場合があります。開示される情報は、投資家及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者の本人確認情報を含みますが、これに限られません。従って、上記のような情報の報告義務を投資信託委託会社が遵守するため、投資家は自己及びその直接又は間接的な受益者、実質的な所有者、被支配関係にある者についての情報に関する投資信託委託会社からの合理的な要求を遵守するように求められることとなります。投資家がそのような要求を遵守しない場合、当投資信託からの支払いに関して当該投資家について源泉徴収又は控除がされることがあります。また、投資信託の一部解約、強制的な売却をされることもあります。

IRSサーキュラー230の遵守を確保するため、以下の通り各納税者に通知します。(A)ここに記載された税金に関する説明は、各納税者に課される米国連邦所得税に関する罰則を回避する目的で書か

れたものではなく、また、そのために利用することはできません。(B)このような税金の記載はここに記載された取引や事項を促進又は勧誘することを支援するために書かれています。(C)納税者は独立した税務アドバイザーから当該納税者の個別の状況に基づいたアドバイスを受けるべきです。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

少額投資非課税制度の適用が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。

ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問合わせください。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

(1)【投資状況】

			平成25年12月末現在	
資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)	
投資信託受益証券	日本	69,706,938	0.60	
投資証券	ルクセンブルク	11,286,793,441	97.01	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		277,793,671	2.39	
合計(純資産総額)		11,634,294,050	100.00	

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(評価額上位銘柄)

								平成25年12月末現在	
順位	国/地域	種類	銘柄名	数量(口)	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	投資 比率 (%)		
1	ルクセンブルク	投資証券	BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected	1,248,401	9,026 11,268,067,426	9,041 11,286,793,441	97.01		
2	日本	投資信託 受益証券	フォルティス日本短期債券ファン ド(適格機関投資家限定)	69,776,715	0.9998 69,762,759	0.9990 69,706,938	0.60		

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

(種類別の投資比率)

			平成25年12月末現在	
種類	国内/外国	投資比率(%)		
投資信託受益証券	国内	0.60		
投資証券	外国	97.01		

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 投資比率は、小数第3位以下を四捨五入してあります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年12月末から平成25年12月末における各月末日ならびに各計算期間末日の純資産の推移は以下のとおりです。

年 月 日		純資産総額（百万円）		基準価額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期	（平成22年6月10日）	61,696	61,696	8,808	8,808
第2期	（平成23年6月10日）	35,406	35,406	8,335	8,335
第3期	（平成24年6月11日）	21,039	21,039	7,317	7,317
第4期	（平成25年6月10日）	16,338	16,338	8,702	8,702
第5期中間計算期間	（平成25年12月10日）	12,805	-	8,924	-
	平成24年12月末日	17,809	-	7,529	-
	平成25年1月末日	20,406	-	8,667	-
	平成25年2月末日	19,546	-	8,482	-
	平成25年3月末日	17,956	-	8,341	-
	平成25年4月末日	17,429	-	8,583	-
	平成25年5月末日	17,945	-	9,559	-
	平成25年6月末日	13,540	-	7,618	-
	平成25年7月末日	13,568	-	7,937	-
	平成25年8月末日	12,949	-	8,306	-
	平成25年9月末日	12,928	-	8,574	-
	平成25年10月末日	12,512	-	8,521	-
	平成25年11月末日	12,762	-	8,894	-
	平成25年12月末日	11,634	-	8,671	-

（注）上記の基準価額は、1万口当たりの純資産額です。

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期末	-
第2期計算期末	-
第3期計算期末	-
第4期計算期末	-

【収益率の推移】

		収益率（%）
第1期	（平成22年6月10日）	11.9
第2期	（平成23年6月10日）	5.4
第3期	（平成24年6月11日）	12.2
第4期	（平成25年6月10日）	18.9
第5期中間計算期間	（平成25年12月10日）	2.6

（注）各計算期間の収益率とは、計算期間末日の分配付基準価額から前期末日分配落基準価額を控除した額を前期末日分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

(4) 【設定及び解約の実績】

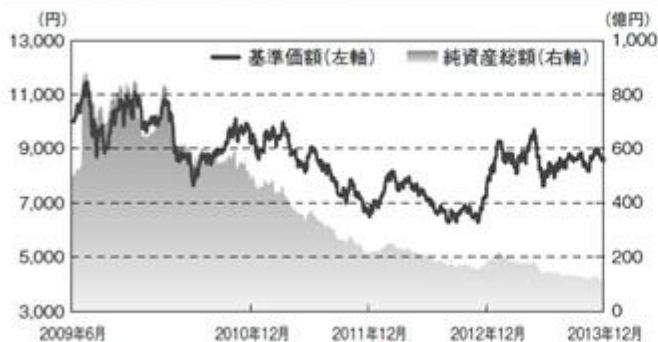
当ファンドの設定日(平成21年6月19日)から第5期中間計算期間末(平成25年12月10日)までの販売及び一部解約の実績は次の通りです。

	設定口数	解約口数
第1期	90,241,271,064	20,192,174,554
第2期	3,336,022,621	30,905,038,774
第3期	585,077,853	14,312,952,536
第4期	560,775,548	10,538,537,563

	設定口数	解約口数
第5期中間計算期間	12,883,796	4,438,578,585

<参考情報> 運用実績 (2013年12月30日現在)

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬控除後です。

基準価額	8,671円
純資産総額	116億円

※基準価額は1万円当たり

分配の推移

2010年6月	0円
2011年6月	0円
2012年6月	0円
2013年6月	0円
設定来累計	0円

※1万円当たり(税引前)

主要な資産の状況

■投資状況

資産の種類	純資産比率(%)
投資証券 BNPパリバ フレキシィーⅢ エクイティ チャイナ A セレクトイッド	97.01
投資信託 フォルティス日本短期債券ファンド(適格機関投資家限定)	0.60
受益証券	
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	2.39
合計	100.00

■市場配分比率

資産配分		純資産比率(%)
市場		
株式	上海A株	53.02
	深センA株	35.42
その他の資産		11.57
合計		100.00

■組入上位10銘柄

順位	銘柄	市場	業種	純資産比率(%)
1	中国民生銀行	上海	金融	3.44
2	興業銀行	上海	金融	3.00
3	中国平安保険(集団)	上海	金融	2.89
4	万科企業	深セン	金融	2.88
5	保利房地產集団	上海	金融	2.81
6	中航投資控股	上海	金融	2.81
7	美的集団	深セン	一般消費財・サービス	2.81
8	深セン市中興通迅	深セン	情報技術	2.77
9	招商銀行	上海	金融	2.75
10	内蒙古伊利実業集団	上海	生活必需品	2.73

■業種配分比率

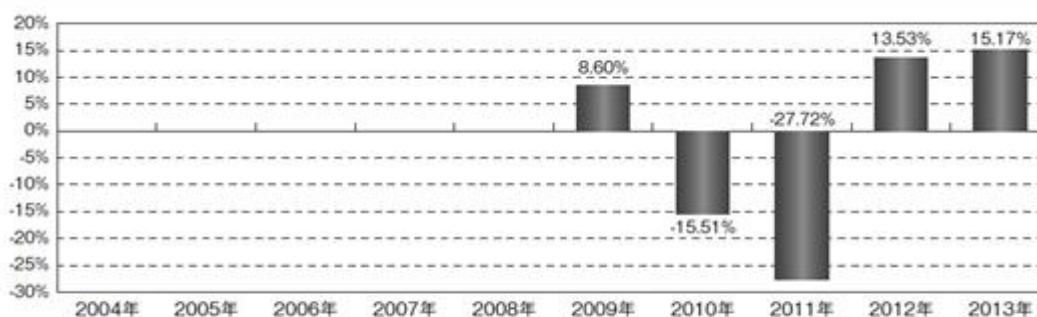
業種	純資産比率(%)
金融	33.02
資本財・サービス	13.83
一般消費財・サービス	9.43
生活必需品	8.12
ヘルスケア	7.47
素材	6.39
情報技術	5.46
公益事業	2.85
エネルギー	2.29
電気通信サービス	0.00
その他の資産	11.14
合計	100.00

※純資産比率は、ファンドの純資産総額に対する比率です。

※組入上位10銘柄、市場配分比率及び業種配分比率は、「BNPパリバ フレキシィーⅢ エクイティ チャイナ A セレクトイッド」が保有する配分比率を反映した日興フォルティス 中国A株ファンド(愛称：万里)の実質の組入れ比率です。

※当該銘柄は当該ファンドの説明のためのものであり、当社が取得申込みの勧誘を行うものではありません。

年間収益率の推移



※設定日以降の収益率を暦年ベースで表示しております。2009年は設定日(2009年6月19日)から年末までの収益率です。

※当該ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※運用実績は、別途月次等で適時開示しており、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（略）

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

（以下略）

<訂正後>

（略）

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜3.5%）を上限に販売会社が定めた料率を乗じて得た額とします。

当該申込手数料にかかる消費税等相当額が含まれています。なお、消費税率が8%となった場合は、3.78%となります。

（以下略）

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきまして、「1 財務諸表」の後に、以下の中間財務諸表を追加・更新します。

<追加・更新後>

中間財務諸表

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（平成25年6月11日から平成25年12月10日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表
【日興フォルティス 中国A株ファンド】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

		第5期中間計算期間末 (平成25年12月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		367,066,593
投資信託受益証券		69,713,915
投資証券		12,431,996,780
未収利息		402
流動資産合計		12,868,777,690
資産合計		12,868,777,690
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		2,114,834
未払委託者報酬		59,920,114
その他未払費用		1,282,383
流動負債合計		63,317,331
負債合計		63,317,331
純資産の部		
元本等		
元本	^{1, 2}	14,348,748,870
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	³	1,543,288,511
(分配準備積立金)		2,276,491
元本等合計		12,805,460,359
純資産合計		12,805,460,359
負債純資産合計		12,868,777,690

（ 2 ）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 5 期中間計算期間 自 平成25年 6月11日 至 平成25年12月10日
営業収益	
受取利息	57,436
有価証券売買等損益	271,213,182
営業収益合計	271,270,618
営業費用	
受託者報酬	2,114,834
委託者報酬	59,920,114
その他費用	1,282,383
営業費用合計	63,317,331
営業利益又は営業損失（ ）	207,953,287
経常利益又は経常損失（ ）	207,953,287
中間純利益又は中間純損失（ ）	207,953,287
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	109,013,779
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	2,436,339,318
剰余金増加額又は欠損金減少額	578,261,003
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	578,261,003
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,177,262
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,177,262
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	1,543,288,511

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第5期中間計算期間末 (平成25年12月10日現在)	
1 期首元本額	18,774,443,659円
期中追加設定元本額	12,883,796円
期中解約元本額	4,438,578,585円
2 中間計算期間末における受益権の総数	14,348,748,870口
3 元本の欠損	
中間貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、1,543,288,511円であり ます。	

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第5期中間計算期間末 (平成25年12月10日現在)	
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びこれらの差額	中間貸借対照表計上額は中間計算期間末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (3) 上記以外の金融商品 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

第5期中間計算期間末 （平成25年12月10日現在）	
一口当たり純資産額	0.8924 円
（一万口当たり純資産額	8,924 円）

（参考）

当ファンドは、「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の投資信託受益証券及び「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」の投資証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」及び「投資証券」は、すべてこれらの投資信託受益証券及び投資証券です。

なお、これらの投資信託受益証券及び投資証券の状況は以下のとおりです。

1. 「フォルティス日本短期債券ファンド（適格機関投資家限定）」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

（1）貸借対照表

区分	注記番号	（平成25年12月9日現在）
		金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		19,664,292
国債証券		179,972,784
未収利息		21
流動資産合計		199,637,097
資産合計		199,637,097
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬		39,105
未払委託者報酬		351,519
流動負債合計		390,624
負債合計		390,624
純資産の部		
元本等		
元本		199,423,846
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）		177,373
元本等合計		199,246,473
純資産合計		199,246,473
負債純資産合計		199,637,097

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>(1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3) 時価が入手できなかった有価証券 適切な時価を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
-----------------	--

(一口当たり情報に関する注記)

(平成25年12月9日現在)

一口当たり純資産額	0.9991 円
(一万口当たり純資産額)	9,991 円)

2. 「BNP PARIBAS FLEXI Equity China A Selected」の状況

以下に記載した情報は、委託会社が同信託の委託会社であるBNP Paribas Investment Partners Luxembourg S.A.からの情報に基づき、平成25年12月9日の状況を掲記したものであります。従って、現地の法律に基づいて作成された正式財務諸表とは、同一の様式ではありません。

なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

(1) 貸借対照表

区分	注記番号	(平成25年12月9日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		2,288,910,062
株式		11,753,779,460
社債券		47,082,467
流動資産合計		14,089,771,989
資産合計		14,089,771,989
負債の部		
流動負債		
未払金		1,636,681,050
未払費用/未払報酬		20,600,745
流動負債合計		1,657,281,795
負債合計		1,657,281,795
純資産の部		
元本等		
元本		13,353,380,000
剰余金		
剰余金又は欠損金()		920,889,806
元本等合計		12,432,490,194
純資産合計		12,432,490,194
負債純資産合計		14,089,771,989

(2) 注記表

(一口当たり情報に関する注記)

(平成25年12月9日現在)	
一口当たり純資産額	9,310 円

2【ファンドの現況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

【純資産額計算書】

平成25年12月30日

資産総額	11,641,714,401 円
負債総額	7,420,351 円
純資産総額 (-)	11,634,294,050 円
発行済数量	13,416,815,999 口
1口当たり純資産額 (/)	0.8671 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<訂正前>

- a. 資本金の額（平成25年6月末現在）
（略）
- b. 委託会社等の機構（平成25年6月末現在）
（以下略）

<訂正後>

- a. 資本金の額（平成25年12月末現在）
（略）
- b. 委託会社等の機構（平成25年12月末現在）
（以下略）

2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況」につきまして、以下の内容に訂正・更新します。

<訂正・更新後>

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成25年12月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	45	1,683
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	17	195
単位型公社債投資信託	14	353
合計	76	2,232

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきまして、該当部分を以下内容に更新・訂正するとともに、末尾に「中間財務諸表」を追加します。

<更新・訂正後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。第16期事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）に係る中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第16期中間会計期間末 (平成25年 9月30日現在)	
資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動資産			
預金			628,818
前払費用			30,990
未収委託者報酬			455,104
未収運用受託報酬			168,521
未収投資助言報酬			121,370
未収収益			417,155
未収入金			231,183
立替金			7,316
その他			1,942
流動資産計			2,062,404
固定資産			
有形固定資産			142,061
建物	* 1	139,861	
器具備品	* 1	2,200	
無形固定資産			2,179
ソフトウェア		2,179	
投資その他の資産			21,545
長期差入保証金		15,545	
その他		6,000	
固定資産計			165,787
資産合計			2,228,191

期別		第16期中間会計期間末 (平成25年 9月30日現在)	
負債の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
流動負債			
預り金			39,527
未払金			770,141
未払手数料		249,699	
未払委託調査費		242,330	
その他未払金		278,112	
未払費用			334,109
未払法人税等			1,899
未払消費税等	* 2		10,517
賞与引当金			71,613
役員賞与引当金			28,400
流動負債計			1,256,209
固定負債			
繰延税金負債			13,391
退職給付引当金			305,992
役員退職慰労引当金			149,461
資産除去債務			42,996
固定負債計			511,842
負債合計			1,768,051
純資産の部			
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
株主資本			
資本金			100,000
資本剰余金			548,303
資本準備金		257,777	
その他資本剰余金		290,526	
利益剰余金			188,163
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		188,163	
株主資本合計			460,139
純資産合計			460,139
負債・純資産合計			2,228,191

(2) 中間損益計算書

期別		第16期中間会計期間 自平成25年 4月 1日 至平成25年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
		千円	千円
営業収益			
委託者報酬			1,109,596
運用受託報酬			266,621
投資助言報酬			84,899
その他営業収益			469,889
営業収益計			1,931,006
営業費用			
支払手数料			479,605
広告宣伝費			1,803
調査費			336,351
調査研究費		32,844	
委託調査費		303,507	
委託計算費			69,245
営業雑経費			26,647
印刷費		24,468	
協会費		2,179	
営業費用計			913,652
一般管理費			
給料			508,705
役員報酬		49,348	
給料・手当		459,357	
業務委託費			291,505
交際費			1,216
旅費交通費			11,758
租税公課			777
不動産賃借料			118,940
賞与引当金繰入額			54,464
役員賞与引当金繰入額			8,676
退職給付費用			39,578
役員退職慰労引当金繰入額			1,450
固定資産減価償却費	* 1		6,865
のれん償却費			43,571
諸経費			83,152
一般管理費計			1,170,662
営業損失			153,307
営業外収益			
受取利息			1
為替差益			5,130
雑益			8,616
営業外収益計			13,748
営業外費用			
雑損失			12,309
営業外費用計			12,309
経常損失			151,869
特別損失			
割増退職金			37,649
特別損失計			37,649

期別		第16期中間会計期間 自平成25年 4月 1日 至平成25年 9月30日	
科目	注記 番号	内訳	金額
税引前中間純損失			189,519
法人税、住民税及び事業税		1,900	
法人税等調整額		3,255	1,355
中間純損失			188,163

(3) 中間株主資本等変動計算書

第16期中間会計期間
自 平成25年 4月 1日
至 平成25年 9月30日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	当期首残高	100,000
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	100,000
資本剰余金		
資本準備金	当期首残高	257,777
	当中間期変動額	-
	当中間期末残高	257,777
その他資本剰余金	当期首残高	1,128,140
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
	当中間期末残高	290,526
資本剰余金合計	当期首残高	1,385,918
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
	当中間期末残高	548,303
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	当期首残高	837,614
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
		中間純損失 188,163
		当中間期変動額合計 649,450
	当中間期末残高	188,163
利益剰余金合計	当期首残高	837,614
	当中間期変動額	欠損填補 837,614
		中間純損失 188,163
		当中間期変動額合計 649,450
	当中間期末残高	188,163
株主資本合計	当期首残高	648,303
	当中間期変動額	中間純損失 188,163
		当中間期変動額合計 188,163
	当中間期末残高	460,139
純資産合計	当期首残高	648,303
	当中間期変動額	188,163
	当中間期末残高	460,139

重要な会計方針

第16期中間会計期間 自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月30日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、耐用年数は、建物については主として6年～18年、器具備品については主として3年～17年であります。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込み利用可能期間（5年）としております。 また、のれんについては5年間の期間均等償却にしております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等を、貸倒懸念債権等の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち当中間会計期間に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員への退職金の支出に備えて、当社退職金規定に基づく自己都合退職金の当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
5. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)					
* 1	有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。				
	<table border="0"> <tr> <td>建物</td> <td>24,419千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>7,578千円</td> </tr> </table>	建物	24,419千円	器具備品	7,578千円
建物	24,419千円				
器具備品	7,578千円				
* 2	消費税等の取扱い				
	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の未払消費税等として表示しております。				

(中間損益計算書関係)

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日					
* 1	減価償却実施額				
	<table border="0"> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>6,339千円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>526千円</td> </tr> </table>	有形固定資産	6,339千円	無形固定資産	526千円
有形固定資産	6,339千円				
無形固定資産	526千円				

(中間株主資本等変動計算書関係)

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間 末株式数(株)
普通株式	19,000	-	-	19,000
2. 配当に関する事項 該当事項はありません。				

(リース取引関係)

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日							
1.	ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。						
2.	オペレーティング・リース取引は次の通りであります。						
	オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 (借主側)						
	<table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>5,741 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>5,741 千円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>11,483 千円</td> </tr> </table>	1年内	5,741 千円	1年超	5,741 千円	合 計	11,483 千円
1年内	5,741 千円						
1年超	5,741 千円						
合 計	11,483 千円						

(金融商品関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)			
金融商品の時価等に関する事項 平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 (単位:千円)			
科 目	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預 金	628,818	628,818	-
未収委託者報酬	455,104	455,104	-
未収運用受託報酬	168,521	168,521	-
未収投資助言報酬	121,370	121,370	-
未収収益	417,155	417,155	-
未収入金	231,183	231,183	-
資産計	2,022,154	2,022,154	-
未払手数料	249,699	249,699	-
未払委託調査費	242,330	242,330	-
その他未払金	278,112	278,112	-
未払費用	334,109	334,109	-
負債計	1,104,250	1,104,250	-
<p>(注1)金融商品の時価の算定方法</p> <p>(1)預金 預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2)未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益 これらの営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3)未収入金 これらの債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4)未払手数料、未払委託調査費 これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(5)その他未払金、未払費用 これらの債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>			

(有価証券関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)
重要性が低いため記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

第16期中間会計期間末 (平成25年9月30日現在)
該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
期首残高	52,926千円
時の経過による調整額	315千円
資産除去債務の履行による減少額	10,244千円
当中間会計期間末残高	42,996千円

（セグメント情報等）

第16期中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日				
（セグメント情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				
（関連情報） 1. 製品及びサービスごとの情報				
（単位：千円）				
	投資信託業	投資顧問業	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,109,596	351,521	469,889	1,931,006
2. 地域ごとの情報				
（1）営業収益				
（単位：千円）				
日 本	オランダ	ルクセンブルク	その他	合計
1,349,971	259,413	155,276	166,345	1,931,006
（注）投資信託業の営業収益に関しては販売拠点、投資顧問業とその他の営業収益については契約先所在地を基に記載しております。				
（2）有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の合計が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。				
3. 主要な顧客ごとの情報				
（単位：千円）				
顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名		
BNPパリバ・ブラジル・ファンド（株式型）	198,635	なし		
BNPパリバ・トルコ株式ファンド（適格機関投資家専用）	153,135	なし		
BNPパリバ インベストメント・パートナーズ・オランダNV	259,413	なし		
（報告セグメントごとののれんの償却額および未償却残高に関する情報） 当社は、投信投資顧問業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。				

(1株当たり情報)

第16期中間会計期間	
自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日	
1株当たり純資産額	24,217円
1株当たり中間純損失	9,903円
1株当たり中間純損失の算定上の基礎	
中間純損失	188,163千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	188,163千円
期中平均株式数	普通株式 19,000株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失金額については、希薄化効果を有している潜在株式を発行していないため記載しておりません。	

独立監査人の中間監査報告書

平成26年 1月29日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興フォルティス 中国A株ファンドの平成25年6月11日から平成25年12月10日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日興フォルティス 中国A株ファンドの平成25年12月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年6月11日から平成25年12月10日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成24年6月20日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月13日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤 嘉雄	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山田 信之	印
--------------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第16期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。